

2012.3

消費者相談室ニュース

自転車は安全に利用しましょう！

最近、自転車と歩行者、自転車同士での事故が多発しています。自転車は、省エネで手軽に利用できる乗り物として人気がありますが、道路交通法上では「車両」となりますので、原則として車道の左側の最も歩道寄りを通行します。

ただし、例外として歩道を走ってもよいのは、

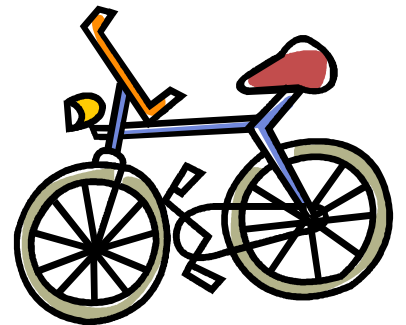
- 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方
- 道路標識などで指定された場合
- 車道や交通の状況からみてやむを得ない場合
(道路工事で通行が困難なとき、車両が連続して自転車専用道に駐車しているとき、自動車の交通量が非常に多くて車道の道幅が狭いときなど)

となっています。

歩道を走る場合は歩行者優先で、すぐに停止できる速度で車道寄りを走行してください。

無灯火、傘を差しながら、携帯電話や音楽を聴きながらの運転は、危険ですので、絶対にやめてください。

また、子どもが自転車を利用する時には、転倒による頭部保護のためにヘルメットをかぶらせてください。



消費者相談室では、来室・電話・FAX・メールにて相談を受け付けています。消費生活についてわからないこと、困ったことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。相談料は無料です。

主婦連合会 消費者相談室

千代田区六番町 15 番地 主婦会館プラザエフ 3F

月・水・金 10:00~16:00

TEL 03-3265-8135 FAX 03-3221-7864

URL <http://www.shufuren.net/wordpress/cc/>

